

議事要旨(3) 特別目的会社専門委員会における検討状況について

冒頭、新井副委員長（専門委員長）より、審議事項(3)-1に基づき、特別目的会社の連結上の取扱い（以下、「SPE の取扱い」）に関する短期的な対応についてのディスカッション・ポイントの説明がなされ、当該取扱いの見直しについて、以下の案を進めるべきか意思確認を行う旨の説明がなされた。

（案）「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用できるものに変更する。

その後、小賀坂主席研究員より、上記の案を進めるとした場合に前提となる事項や国際的な会計基準の現在の進捗状況について説明がなされた。説明後、委員からの発言及び事務局からの説明は以下のようなものであった。

意思確認事項についての意見

- ある委員から、SPE に対する支配力基準の適用のばらつきへの懸念や、現在でも SPE について一定の開示が行われていること、IASB の連結基準の開発スケジュールを踏まえれば、この段階で対応することには反対であるとの意見があった。
- また、別の委員からは、SPE の取扱いはあくまで推定規定であり、支配の証拠があれば原則は子会社になり連結の範囲に含まれるべきものと考えられ、監査人や作成者側の解釈上で考慮することで対応できる可能性があるのではないかと、また、代理人の問題も合わせて対処すべきではないかとの確認があった。これについて事務局からは、当該規定は、一定の要件を満たす SPE については子会社に該当しないと推定するものであるが、出資者や譲渡者といった記述が含まれるこの推定規定の及ぶ範囲の解釈にばらつきが生じているとされていることから、その範囲を一定程度明確化するのが今回の対応の趣旨であること、また、代理人の問題はその前段階の支配力基準の SPE への適用に関する解釈に関わるものであるが、SPE の開示要請の中でその判断がある程度なされていると考えられる SPE が対象であることから、一から代理人の論点を検討しなければならないということではないとの説明がなされた。
- ある委員から、当該問題に対処する今回の案では、現行の支配力基準で支配していないとされる SPE が連結となることはなく、自ら事業を行い支配の実態があるにもかかわらず連結されていないといったものへの対処であり、短期的に対応すべきものであるとの意見があった。
- ある委員からは、支配している状況があればオフバランスにして注記で済むようなものではなく、また、子会社の概念は様々な面で一致させた方が望ましいと考えられ意思確認の内容には賛成であるが、一方で、準備期間も必要であり、IASB の検討状況も踏まえ、極めて短期間で改正を繰り返すということにならないよう留意して進めるべきとの意見があった。これについて、専門委員長から、その点については留意すべきであるが、IASB の基準の適用時期が早くとも 2013 年と想定される中、今回の短期的な対応により、国際的な会計基準で現在連結されているものの一部がカバーされることになること、ま

財務会計基準機構の Web サイトに掲載した情報は、著作権法及び国際著作権条約をはじめ、その他の無体財産権に関する法律並びに条約によって保護されています。許可なく複製・転載等を行うことはこれらの法律により禁じられています。

た、この対応によって新たに連結されることになる SPE が、その後の IFRS とのコンバージェンスの中で連結除外となるといったことはあまり想定されないとの説明がなされた。

意思確認事項の前提についての確認

- ある委員からは、意思確認の前提とされている事項はセットのものかどうか、表示上の手当てとして挙げられている区分表示までは必要ないのではないか、との意見があった。これについて事務局からは、それらの前提については、特別目的会社専門委員会において今回の対応を行う場合に追加的に必要となるものとして検討を行ってきたものであり、基本的には意思確認事項とセットで考えているとの説明がなされた。

上記の質疑応答の後、意思確認が行われ、賛成が7名、反対が4名、の結果となり、「SPE の取扱い」について、資産の譲渡者のみ適用できるものに変更する方向で短期的な対応を進めることが暫定的に確認された。